



防災用自家発電設備に対する消防法及び建築基準法による規制について（その1）

防災用自家発電設備は、消防法では消防用設備の非常電源として、また、建築基準法では建築設備の予備電源として、それぞれ特定の建築物（消防法では防火対象物）に設置が義務づけられています。12月号では、消防法により非常電源として、また、建築基準法では予備電源として設置される**防災用自家発電設備（※）**について、消防法と建築基準法によるそれぞれの規制を比較対照することにより解説します。

※消防法による「非常電源」及び建築基準法による「予備電源」の総称を「防災電源」といい、消防法又は建築基準法により防災電源として設置が義務づけられている自家発電設備を「防災用自家発電設備」という。

生徒 消防法、建築基準法による防災用自家発電設備の設置義務について、改めて教えてください。

先生 それぞれ次のとおりです。

消防法による設置義務

建築物等での火災の被害を最小限度に止めるため、消防法では防火対象物（建築物）の用途、規模等に応じ、消防用設備等の設置を義務づけています。

このうち電源を必要とする消火設備（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等）、警報設備（自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備等）等の消防用設備等には、常用電源が停電した場合に備え非常電源の附置が義務づけられており、この非常電源の一つとして設置されるものが防災用自家発電設備です。

建築基準法による設置義務

建築基準法では防火・防災上の観点から建築確認が必要な建築物等のうち、不特定多数の人が利用し、又は身体的弱者の人等が収容される建築物には、排煙設備、非常用照明装置等の建築設備の設置を義務づけています。

これらの建築設備には、消防法と同じように常用電源が停電した場合に備え予備電源の附置が義務づけられており、この予備電源の一つとして設置されるものが防災用自家発電設備です。

生徒

消防法、建築基準法とも防火・防災上の観点から、常用電源の停電に備え防災用自家発電設備の設置を義務づけていますが、この防災用自家発電設備に対する消防法及び建築基準法の個々の規制について教えてください。

先生

防災用自家発電設備に対する消防法、建築基準法による保安規制の概要を表1に示します。

表1 消防法、建築基準法による防災用自家発電設備に対する保安規制

	消 防 法	建築基準法
技術基準 (構造・性能)	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法施行規則第12条 ・自家発電設備の基準 ・火災予防条例(※1) 	—
設置基準 (設置条件)	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法施行規則第12条 ・非常電源(自家発電設備)試験基準 ・火災予防条例(※1) 	—
届出等	<ul style="list-style-type: none"> ・工事整備対象設備等着工届(関係設備共通の非常電源関係図書を添付) ・消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届(非常電源(自家発電設備)試験結果報告書を添付) ・発電設備設置届(※2) ・危険物貯蔵所等設置許可申請(※3) ・少量危険物貯蔵・取扱い届出(※4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認申請 ・完了検査申請
官庁検査	<ul style="list-style-type: none"> ・完成検査(非常電源(自家発電設備)試験基準による。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・完了検査
定期点検	<ul style="list-style-type: none"> ・半年点検(機器点検)及び1年点検(総合点検)(「非常電源(自家発電設備)点検基準」及び「非常電源(自家発電設備)点検要領」による。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期検査(※5)
点検記録	<ul style="list-style-type: none"> ・非常電源(自家発電設備)点検票 	—
点検報告	<ul style="list-style-type: none"> ・消防用設備等点検結果報告(非常電源(自家発電設備)点検票を添付する。) ・特定防火対象物……1年に1回報告する。 ・非特定防火対象物…3年に1回報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期検査報告(概ね6ヶ月～1年までの間隔をおいて、特定行政庁が定める時期に行う。)

※1. 「火を使用する設備」として規制される。

※2. 市町村条例により定められるので、市町村により異なる場合がある。

※3. 指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱う場合に行う。

※4. 指定数量の1/5以上指定数量未満の危険物を貯蔵・取扱う場合に行う。

※5. 国交省告示第285号(「建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。))の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」中の「二 排煙設備 別表第二」、「三 非常用の照明装置 別表第三」又は「四 給水及び排水設備 別表第四」)により行う。